

# 〇一関工業高等専門学校寮生会規約

(昭和39年6月1日制定)

## (総 則)

第1条 一関工業高等専門学校寄宿舍（以下「学寮」という。）における学生（以下「寮生」という。）の共同生活を自律的に運営するため、一関工業高等専門学校寮生会（以下「本会」という。）を設ける。

2 学寮の名称を、次のとおりとする。

- 一 須仰寮（男子寮）
- 二 白萩寮（女子寮）

第2条 本会は、寄宿舍規則の趣旨に則り、学校の指導のもとに寮生の共同生活を自律的に運営し、寮生活全般の便宜をはかることを目的とする。

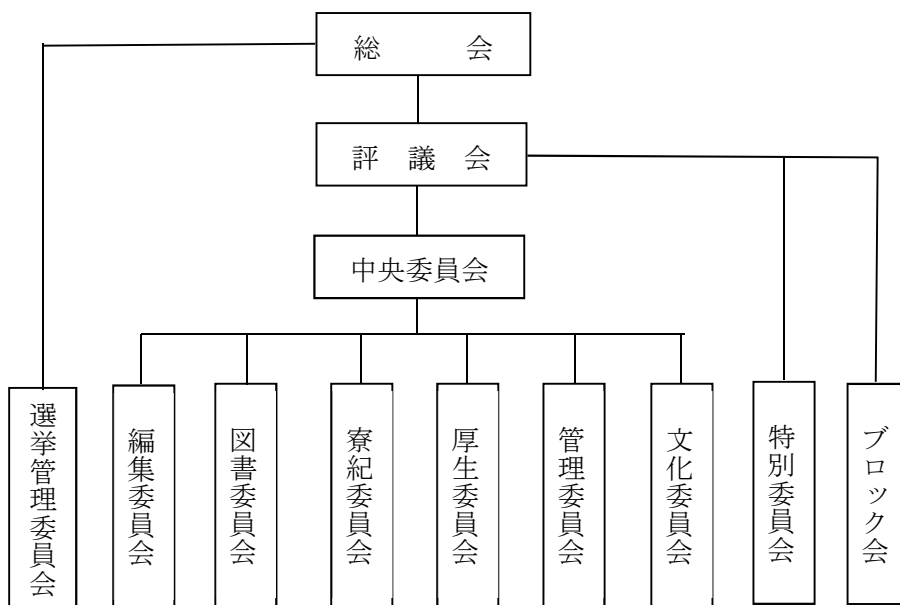
第3条 本会は、寮生全員をもって構成する。

## (機 関)

### 1 組 織

第4条 本会に次の機関を置く。

- 一 総会
- 二 評議会
- 三 中央委員会
- 四 各委員会
- 五 特別委員会
- 六 選挙管理委員会
- 七 ブロック会



## 2 役員

第5条 本会に次の役員を置く。役員の任期は1年とする。

- 一 寮長 (男子寮1名, 女子寮1名)
- 二 副寮長 (男子寮1名, 女子寮1名)
- 三 文化委員長 (男子寮1名, 女子寮1名)  
文化副委員長 (男子寮1名, 女子寮1名)
- 四 管理委員長 (男子寮1名, 女子寮1名)  
管理副委員長 (男子寮1名)
- 五 厚生委員長 (男子寮1名, 女子寮1名)  
厚生副委員長 (男子寮1名)
- 六 寮紀委員長 (男子寮1名, 女子寮1名)  
寮紀副委員長 (男子寮1名)
- 七 図書委員長 (男子寮1名, 女子寮1名)  
図書副委員長 (男子寮1名)
- 八 編集委員長 (男子寮1名, 女子寮1名)  
編集副委員長 (男子寮1名)
- 九 書記 (男子寮2名, 女子寮1名)
- 十 会計 (男子寮2名, 女子寮2名)
- 十一 選挙管理委員長 (男子寮1名, 女子寮1名)
- 十二 総務 (男子寮2名)

## 3 総会

第6条 寮生総会は、本会の最高議決機関であつて、寮生全員をもつて構成する。

第7条 定期総会は、毎期1回開くこととし、寮長がこれを召集する。

第8条 次の場合は臨時総会を開くこととする。

- 一 寮長が必要と認めた場合
- 二 評議会が必要と認めた場合
- 三 中央委員会が必要と認めた場合 (ただし、緊急の場合に限る。)
- 四 寮生の4分の1以上の連署要求があつた場合

第9条 定足数は寮生全員の3分の2以上とする。

第10条 議決には出席者の過半数を必要とする。ただし、規約の改正には寮生全員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第11条 総会では、次の事項を審議・議決する。

- 一 予算・決算に関すること
- 二 役員の引き継ぎ
- 三 規約改正に関すること
- 四 その他重要事項

第12条 総会を開く際は原則として3日前までに公示すること。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第13条 総会には、2名よりなる議長団を置く。議長団は、ブロック長の互選により選出する。議長団の任期は、1年とする。

#### 4 評議会

第14条 評議会は、総会に次ぐ議決機関であり、各学年からの互選による3名（男子寮2名，女子寮1名）ずつの代表者（評議員）によって構成する。ただし、寮長・副寮長・各委員長は原則として常時出席しなければならない。また、寮長・副寮長・各委員長は議決権を持たない。

第15条 次の場合は、評議会を開くこととする。

- 一 寮長が必要と認めた場合
- 二 評議員の4分の1以上の連署要求があった場合

第16条 定足数・議決は総会に準ずる。

第17条 評議会は、次の事項を審議・議決する。

- 一 中央委員会から提出された事項
- 二 予算・決算に関すること
- 三 各ブロックからの提出事項
- 四 その他の事項

第18条 議長・副議長各1名は評議員の互選により決定する。議長・副議長に選ばれた者の学年はそれを補充しなければならない。

第19条 評議員の任期は1年とする。

第20条 選挙管理委員のリコール要求を受け付け、リコール要求が成立した場合、臨時選挙管理委員会（4名より成る。）を設置し、選挙を行わなければならない。

第21条 評議員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任評議員の残任期間とする。

第22条 評議員が欠席する場合は、代理人を立てることができる。

- 2 代理人を立てる場合、議長に報告をする。

#### 5 中央委員会

第23条 第5条第1項で定める本会の役員（選挙管理委員長を除く。）をもって、中央委員とする。

第24条 中央委員会は、総会・評議会への審議機関であり、寮生会の執行機関であって、中央委員全員をもって構成する。

第25条 次の場合、中央委員会を開くこととする。

- 一 寮長が必要と認めた場合
- 二 評議会が必要と認めた場合
- 三 中央委員会が必要と認めた場合

第26条 寮長は中央委員会の議長となる。

- 2 総務は中央委員会が任命する。総務は中央委員会で議決権を持たない。

#### 6 文化・管理・厚生・寮紀・図書・編集各委員会

第27条 各委員会は任務の執行機関である。この委員会は第5条第1項の三号から八号に定める各役員と、各ブロックから1名ずつ選出された委員をもって構成する。

第28条 各副委員長は各委員の互選による。

第29条 委員の任期を1年生は半期、それ以外は1年とする。

## 7 特別委員会

第30条 評議会は必要に応じて、特別委員会を設置することができる。

## 8 ブロック会

第31条 北寮は8部屋、南寮は10部屋、新南寮は7部屋、東寮及び女子寮は各階を基準として、ブロックを形成し、各々ブロック会を構成する。

第32条 各ブロックにブロック長を置く。

第33条 各ブロックは4月上旬に評議員及び各委員を選出し、中央委員会に名簿を提出することとする。また、委員に欠員が生じた場合は各ブロックで補充しなければならない。

## 9 役員及び委員会の任務

第34条 寮長は、全寮生の総意を体して、本会を掌握し、第2条の目的に則って寮生活の向上に努める。

第35条 副寮長は、寮長を補佐し、寮長不在の時はその任務を代行する。

第36条 文化委員会の任務は次のとおりとする。

- 一 寮生の趣味娯楽に関すること
- 二 寮生に関する行事の企画運営

第37条 管理委員会の任務は次のとおりとする。

- 一 娯楽用具の管理
- 二 清掃用具の管理
- 三 新聞の管理
- 四 寮生会の備品の管理
- 五 防火管理

第38条 厚生委員会の任務は次のとおりとする。

- 一 寮生の保健衛生に関すること
- 二 寮内の清掃美化に関すること

第39条 寮紀委員会の任務は次のとおりとする。

- 一 寮における日課の励行に関すること
- 二 寮の風紀に関すること
- 三 破損箇所の点検

第40条 図書委員会の任務は次のとおりとする。

- 一 寮図書室の管理及び運営
- 二 寮生の広報活動に関すること
- 三 ネットワークの管理に関すること

第41条 編集委員会の任務は次のとおりとする。

- 一 寮生会誌及び寮生会新聞の発行に関すること
- 二 寮行事の記録に関すること

第42条 書記の任務は次のとおりとする。

- 一 総会、評議会、中央委員会の議事録を作成すること。

第43条 会計の任務は次のとおりとする。なお、寮生会費及び会計についての細則は、別に定める。

- 一 寮生会費の収支経理に関すること
- 二 予算決算に関すること

第44条 選挙管理委員会の任務は次のとおりとする。

- 一 寮長，副寮長，各委員会の委員長，書記，会計の選挙
- 二 選挙の告示，公示
- 三 立候補者の受付
- 四 投票の準備
- 五 開票及び当選の決定
- 六 選挙に関する記録
- 七 リコールに関すること
- 八 その他選挙に関すること
- 九 総会における出席人数と議決の際の賛否人数の確認

2 総務の任務は次のとおりとする。

- 一 行事運営の補助

#### 10 リコール

第45条 役員（選挙管理委員長を除く。）のリコール要求は寮生全員の4分の1以上が連署捺印の上，選挙管理委員会に提出するものとする。

第46条 選挙管理委員会は前条によるリコール要求があった日から1週間以内に信任投票を行わなければならない。有効投票数の過半数が不信任した場合，リコールが成立する。

第47条 リコール成立後1週間以内に補充選挙を行う。

第48条 選挙管理委員長のリコール要求は寮生全員の4分の1以上の連署捺印の上，評議会に提出するものとする。

第49条 評議会は臨時選挙管理委員会を設置し，第46条，第47条に従って信任投票又は補充選挙を行う。

#### 11 選挙及び役員任期

第50条 定期選挙を2月下旬に行う。

第51条 役員は，評議会及び各委員を原則兼任することができない。ただし，各委員会の委員長，副委員長は，その委員会の委員を兼任できる。また，学年内で人数が不足し，評議員を選出できない場合は役員と評議員を兼任することができる。

第52条 選挙管理委員会が定期選挙について告示した日から1週間以内に立候補者は届出を済まし，選挙管理委員会はこれを公示する。選挙管理委員会は公示の日から1週間以内に選挙を行う。

第53条 投票の方法は次のとおりとする。

- 一 寮長 単記無記名投票
- 二 副寮長 単記無記名投票
- 三 書記，会計 2名連記無記名投票（女子書記は1名）
- 四 各委員会の委員長 単記無記名投票

第54条 開票は投票後即日，公開で行う。

第55条 有効投票数の過半数をもって当選とする。ただし，有効投票数が寮生全員の4分の3

以下の時はその選挙は無効となる。

第56条 選挙が無効となった時は直ちにそれを告示し、5日以内に届出をすまし、立候補者を公示する。公示した日から5日以内に選挙を行う。

第57条 第1次投票によって当選者が出なかった場合、第53条に従って再選挙を行う。

## 12 動議

第58条 会議中の動議は、5名以上の支持者があったときに成立する。

2 先決動議（流会、延期、休会等）はすぐに採決され、出席者の過半数をもって議決する。通常の動議（議題提出等）は会の最後に採択され、出席者の過半数をもって議決する。

## 13 規約改正

第59条 次の場合、総会に発議される。

- 一 評議会の要求があった場合
- 二 寮生全員の4分の1以上が連署捺印の上、要求した場合

### 附 則

この規約は、昭和39年6月1日から施行する。

(中略)

### 附 則

この規約は、令和4年4月13日から施行する。